平成２７年（フ）第１９号
福島県白河市真舟２番地６　市営２―404号
債務者　須藤　真也
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
金沢市大浦町ル47番地４
債務者　南　　仙惠
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０６号
金沢市三馬１丁目160番地１
債務者　西片すみ江
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６３号
三重県鈴鹿市小岐須町438番地、前住所三重県鈴鹿市竹野１丁目21番31号　マンション幸４Ａ
債務者　西中　孝次
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６８号
三重県津市森町1549番地１　ウッドハウス101号
債務者　池田　孝子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９９号
神戸市垂水区坂上１丁目１番19号　垂水センター301号
債務者　時本聡一郎
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１０号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―505号
債務者　中井多賀子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２６号
神戸市兵庫区夢野町３丁目１番１号、従前の住所堺市堺区錦綾町３丁５番２号
債務者　今田　太郎
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
鳥取県鳥取市片原３丁目203番地、旧住所鳥取県鳥取市中町56番地５
債務者　森原紀美子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４号
福岡県田川郡糸田町381番地８
債務者　辻　　翔大
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１２９号
宮崎市大字芳士1024番地８
債務者　花園　浩光
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９号
宮崎県都城市山田町山田9587番地53
債務者　稲丸　宏江
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３０号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村425番地４
債務者　福元　喜人
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１２３号
福井県越前市幸町５番６号
債務者　清水　裕道
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
福井市水越２丁目311、住民票上の住所福井市豊岡２丁目１番６号　東安居団地６号館140号室
債務者　塚本志津代
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
長野県諏訪郡原村190番地ロ
債務者　小池　明治
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１５２号
大分市大字羽田564番地の３　仲アパート201
債務者　橋本　広幸
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
松江市東出雲町錦新町１丁目６番２―201号トゥルーハート
債務者　井上　　淳
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部